

使用料、手数料の値上げ計画 9月議会への上程見送る

越田謙治郎市長は、8月19日の議会運営委員会で、9月議会に上程を予定していた「使用料、手数料の見直しについての条例(値上げ)」案の提出を見送ると報告しました。7月26日開催の議員協議会で、議員から様々な意見が出たこと、コロナ禍の中で市民の声を十分聴くことができていないこと、値上げに伴う市民サービスの向上の具体が不十分なことなどのため、精査した後改めて議員協議会で説明し、条例改定の手続きを行うとしました。

50%増 市民生活に影響

見直しは、公民館やアステ市民プラザ、温水プール、体育館等の使用料19項目、ごみ処理手数料、各種書類の発効手数料など63項目。市民生活に影響します。

使用料はばらつきが大きいものの、アステや公民館貸室、キセラホールはおおむねアップ率50%、温水プール40%など。

基本的な考え方として、①市の健全化条例の基本理念に則り基準を定め、②受益と負担の公平性を考慮、③透明性を確保し行政コストの効率化、④原則4年毎に見直すとしています。

また、使用料の算定基準は、原価(人件費・物件費・減価償却費、過去3年間の平均)を計算し、受益者負担割合を決めて算出。激変緩和措置として改定後の料金は現行の1.5倍を上限とする、という内容です。

値上げ600万円?

そもそも、7月26日開催の議員協議会では、算定方法を明確

活動を支援し、環境整備を行う

市役所は、目的にそって市民はありませんか。

ことが役割です。意欲ある人材を確保したり、老朽化対策の改善をすれば、使用料がどんどん値上がる仕組みでは困ります。

気になる「受益者」論

公共施設を利用される団体・グループ・個人は単なる受益者ではありません。本人と周辺、地域を元気にし、市も元気になる。市も受益者と考えるべきでしょう。

総合体育館は空調のない部屋もありですが、5倍の値上げ案。今回の算定方式で空調を整備すれば、どれだけ値上げになるのでしょうか。

偏重行政との矛盾

晴風園には無償貸与

それについても強調したいのは、不公平、不公平な施策との矛盾です。

公共施設は福祉

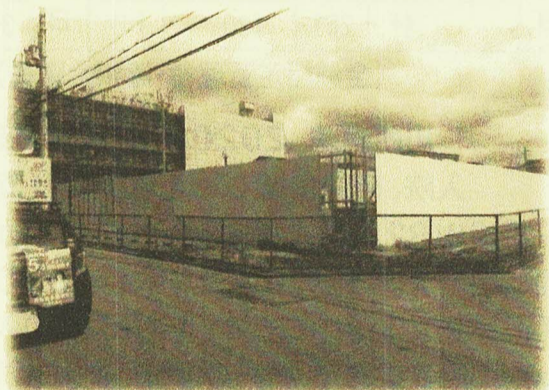
そもそも公共施設は何のため、誰のためのものでしょうか。地域活動や社会教育・スポーツ・芸術・文化施設として、地域のために、住民の福祉の増進や生涯教育、地域社会活動を目的として使用されるものです。

市民に負担を強いる一方で、特定の法人を優遇するのは矛盾です。

活動停滞は避けよう

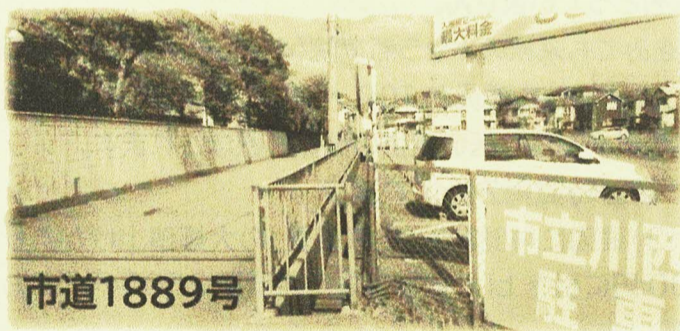
値上げによって市民活動が停滞したのでは本末転倒です。市は、これから使用料、手数料の見直し(値上げ)について、市民から意見を聴くとしていきます。

市民から情報提供・説明責任を果たしてもらい、市民の声を届けましょう。聞きっぱなしにさせないように注視していきます。住民が主人公、知恵と力を出し合い、より良い公共施設・地域づくりを進めていきましょう。



右の写真は、8月22日現在の第3・4駐車場と看護師・医師住宅。(写真は黒田)

「市道廃止、決定取り消しを求める」訴え 神戸地裁伊丹支部に提訴



「市道1889号廃止を取り消す請求を神戸地方裁判所伊丹支部に提訴した」と住民の方から連絡を頂きました。

ご本人の承諾を得て、掲載させていただいています。



昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延で市政報告会や懇談会が開催できず、この間は「まちかどカフェ・トーク」をそれぞれの地域で行っています。いろいろな相談も増えていますが、精力的に活動させて頂いています。地域の方から、様々な情報を頂戴することに心から感謝申し上げます。引き続き、よろしくお願い致します。